

実技試験（個人資産相談業務）解答

【第1問】

問1 正解 ① 795,000（円） ② 1,187,874（円）

<解説>

- ① 老齢基礎年金は20歳から60歳になるまでの40年間にわたって国民年金保険料を納めると、65歳から満額が支給される。保険料を免除した期間の年金額は、免除の時期と免除の種類に応じて算出するが、保険料の未納期間、学生納付特例制度や保険料納付猶予制度を適用した期間のうち保険料を追納しなかった期間は、年金額の計算の対象期間に含めない。Aさんの国民年金の保険料納付期間は28月＋72月＋380月（480月－28月－72月）の合計、480月になる。

$$795,000円 \times \frac{480月}{480月} = 795,000円$$

- ② 老齢厚生年金の年金額

報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

Aさんの2003年3月以前の被保険者月数は72月であり、平均標準報酬月額25万円を用いて算出する。

$$250,000円 \times \frac{7.125}{1,000} \times 72月 = 128,250円$$

2003年4月以降の被保険者月数は440月であり、平均標準報酬額42万円を用いて算出する。

$$420,000円 \times \frac{5.481}{1,000} \times 440月 = 1,012,888.8円 \rightarrow 1,012,889円$$

経過的加算額

経過的加算額は、下記の計算式に厚生年金保険の被保険者期間の月数を代入して求める。

経過的加算額＝1,657円×厚生年金保険の被保険者期間の月数（480月が上限）

$$-795,000円 \times \frac{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の
厚生年金保険の被保険者期間の月数}{加入可能年数 \times 12}$$

$$1,657円 \times 480月 - 795,000円 \times \frac{452月}{480月} = 46,735円$$

基本年金額 128,250円＋1,012,889円＋46,735円＝1,187,874円

加給年金額 加算しない

老齢厚生年金の年金額 1,187,874円

問2 正解

	①	②	③	④
記号	チ	ル	ロ	ニ

- I 「Aさんおよび妻Bさんは、老後の年金収入を増やす方法として、個人型年金に加入することができます。個人型年金は、加入者の指図により掛金を運用し、その運用結果に基づく給付を受け取る制度であり、拠出できる掛金の限度額は、Aさんの場合は年額144,000円、妻Bさんの場合は年額（① 276,000）円です。加入者が拠出した掛金は、その全額を所得税の（② 小規模企業共済等掛金控除）として総所得金額等から控除することができます」
- II 「Aさんが60歳から個人型年金の老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が（③ 10）年以上なければなりません。なお、Aさんの通算加入者等期間が（③ 10）年以上である場合、老齢給付金の受給開始時期を、60歳から（④ 75）歳になるまでの間で選択することができます」

<解説>

- ① 妻Bさんの勤務先は確定拠出年金の企業型年金および他の企業年金を実施していないため、年額276,000円が拠出できる掛金の限度額となる。
- ② 確定拠出年金において、加入者が拠出した掛金は、その全額を所得税の小規模企業共済等掛金控除として総所得金額等から控除することができる。
- ③ 確定拠出年金の老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が10年以上必要である。
- ④ 老齢給付金の受給開始時期は、原則として60歳からであるが、遅くとも75歳までに受給を開始する必要がある。

通算加入者等期間	受給開始可能時期
10年以上	60歳～75歳
8年以上10年未満	61歳～75歳
6年以上8年未満	62歳～75歳
4年以上6年未満	63歳～75歳
2年以上4年未満	64歳～75歳
1月以上2年未満	65歳～75歳

問3 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	×

<解説>

- ① 繰下げ支給の増額率は、1ヵ月につき0.7%である。70歳で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、当該年金額の増額率は42%となる。
 $0.7\% \times 12\text{月} \times 5\text{年} = 42\%$
- ② 学生納付特例は、学生本人の前年の所得が一定以下の学生が対象となる。家族の所得の多寡は問われない。
- ③ 確定拠出年金の死亡一時金は、相続税法上のみなし相続財産として相続税の課税対象となる。死亡一時金には、退職手当金等の非課税（500万円×法定相続人の数）が適用される。

【第2問】

問4 正解 ① 6.42 (%) ② 3.06 (%)

<解説>

- ① ROEは自己資本利益率ともいい、企業の自己資本に対する当期純利益の割合を示している。本問では、「純資産の金額と自己資本の金額は同じである」という記述があるため、純資産を用いて算出する（小数点以下第3位四捨五入）。また、純資産の金額は、80期と81期の平均を用いる。

$$\text{ROE（自己資本利益率）} = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$$

$$5,200\text{百万円} \div \{(79,000\text{百万円} + 83,000\text{百万円}) \div 2\} \times 100 = 6.419\cdots \approx 6.42\%$$

- ② 配当利回りは、株価に対する年間配当金の割合を示す。1株当たりの年間配当金を、株価で割って求める。

$$\text{配当利回り} = 1\text{株当たり配当金}^* \div \text{株価} \times 100$$

$$52\text{円} \div 1,700\text{円} \times 100 = 3.058\cdots \approx 3.06\%$$

$$^* 1\text{株当たり配当金} = \text{配当金総額} \div \text{発行済株式数}$$

$$2,600\text{百万円} \div 5,000\text{万株（50百万株）} = 52\text{円}$$

問5 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	×

<解説>

- ① X社株式のP E Rは15倍を上回っている。P E Rは株価収益率ともいい、株価が1株当たり当期純利益の何倍になっているかを示している。

$P E R（株価収益率）＝株価 \div 1株当たり当期純利益^{※}$

$1,700円 \div 104円 = 16.346 \cdots \approx 16.35倍$

※1株当たり当期純利益＝当期純利益÷発行済株式数

$5,200百万円 \div 5,000万株（50百万株） = 104円$

- ② 譲渡所得： $（1,750円 - 1,700円） \times 300株 = 15,000円$
- ③ 配当の権利を受け取るためには、各企業が定めている「権利確定日」までに株主になる必要がある。そのため、権利確定日から起算して3営業日前までに株式を買い付け、保有する必要がある。Aさんが2023年11月28日（火）にX社株式を普通取引により買い付け、翌営業日の29日（水）に売却した場合、X社株式の次回の配当を受け取ることができる。

問6 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

- ① 記述のとおり。
- ② ドルコスト平均法は、価格が変動する商品を定期的に一定額ずつ購入する方法である。定期的に一定口数ずつ購入する方法と比べて、平均購入単価を引き下げる効果が期待できる。
- ③ 分配後の基準価額がAさんの個別元本を上回っていた場合、当該分配金はすべて普通分配金となる。

【第3問】

問7 正解 ① 70（万円） ② 37（年） ③ 1,990（万円） ④ 230（万円）

<退職所得控除額>

$$800\text{万円} + (\text{① } 70)\text{万円} \times \{(\text{② } 37)\text{年} - 20\text{年}\} = (\text{③ } 1,990)\text{万円}$$

<退職所得の金額>

$$(2,450\text{万円} - (\text{③ } 1,990)\text{万円}) \times \frac{1}{2} = (\text{④ } 230)\text{万円}$$

<解説>

- ① 勤続年数が20年までは1年につき40万円、21年目からは1年につき70万円として計算を行う。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年超	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

- ② Aさんの勤続年数は36年5カ月であるため、37年とする。
 退職所得控除額：800万円＋70万円×（37年－20年）＝1,990万円
 ③ 退職所得の金額

退職金の額から退職所得控除額を差し引き、 $\frac{1}{2}$ を乗じる。

$$(2,450\text{万円} - 1,990\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 230\text{万円}$$

問8 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	×

<解説>

- ① Aさんは、白色申告であるため、純損失の繰越控除の適用を受けることはできない。
純損失の繰越控除は、青色申告を行っている納税者に限って適用を受けることができる。
- ② 社会保険料控除は、納税者本人または納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合、その支払った金額について所得控除を受けることができる。
- ③ 長女Cさんは21歳であり、特定扶養親族として63万円の扶養控除を受けることができる。また、配偶者控除の額は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額、および控除対象配偶者の年齢により異なる。Aさんの合計所得金額は900万円以下であり、妻Bさんは53歳であるため、配偶者控除の控除額は、38万円となる。

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

問9 正解 ① 700 (万円) ② 680 (万円)

<解説>

① 総所得金額に算入される給与所得の金額

Aさん給与収入の金額は900万円。給与収入から給与所得控除額を差し引いて給与所得の金額を求める。

・給与所得控除額 195万円

Aさんは、子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除を適用することができる。所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除することをいう。

子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除は、その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、(1)のイ～ハのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する際、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除することができる。

(1) 適用対象者

- イ 本人が特別障害者に該当する者
- ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

(2) 所得金額調整控除額

{給与等の収入金額 (1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10% = 控除額

・所得金額調整控除額

900万円 - 850万円 × 10% = 5万円

Aさんの給与所得 900万円 - 195万円 - 5万円 = 700万円

② 総所得金額

不動産所得の赤字40万円には、土地の負債利子10万円が含まれているため、損益通算できる不動産所得は30万円となる。

総所得金額に算入される一時所得の金額

一時払変額個人年金保険 (10年確定年金) の解約返戻金 500万円

解約返戻金から正味払込保険料を差し引き、特別控除額50万円を控除して一時所得の金額を求める。

一時所得の金額 500万円 - 430万円 - 50万円 = 20万円

一時所得の金額は、その2分の1を総所得金額に含める。

総所得金額に算入される一時所得の金額：10万円

$20\text{万円} \times \frac{1}{2} = 10\text{万円}$

700万円 - 30万円 + 10万円 = 680万円

【第4問】

問10 正解 ① 500 (㎡) ② 1,750 (㎡)

<解説>

① 建蔽率の上限となる建築面積

準防火地域に準耐火建築物または耐火建築物等を建築する際、建蔽率が10%緩和される。

また、甲土地は特定行政庁が指定する角地であるため、建蔽率が10%緩和される。

甲土地と一体利用する乙土地は、角地となる。

$$(300\text{㎡} + 325\text{㎡}) \times (60\% + 10\% + 10\%) = 500\text{㎡}$$

② 容積率の上限となる延べ面積

前面道路の幅員は7mであり、12m未満のため前面道路幅員による容積率の制限が適用される。

2つの道路に面している場合には、幅員の広い方が前面道路となる。

指定容積率 300%

前面道路幅員による容積率の制限 $7\text{m} \times 4 / 10 = 280\%$

∴280%

$$(300\text{㎡} + 325\text{㎡}) \times 280\% = 1,750\text{㎡}$$

問11 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

① 以前に住んでいた家屋や敷地を譲渡する場合には、住まなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売却することが要件となっている。

② Aさんは、『居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）』を受けることができる。相続により取得した現在の自宅の取得時期は、死亡した人の取得の時期がそのまま引き継がれる。したがって、Aさんの父親が取得したのは45年前であり、Aさんが譲渡した年の1月1日までの所有期間を判定することになる。

③ 月極駐車場の賃貸借契約には、借地借家法は適用されない。

問12 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	×

<解説>

① 土地所有者が借り受けた建設資金は、通常、賃料の一部で返済していく。

② 建設した店舗に係る固定資産税は、所有者であるAさんが負担する。

③ 店舗は貸家として評価されるが、甲土地と乙土地を一体とした土地は貸家建付地として評価する。

【第5問】

問13 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	○

<解説>

- ① 中小法人における法人税率の軽減措置は、年800万円以下の所得につき15%となっている。
- ② 記述のとおり。
- ③ 法人化した場合には、長男CさんをX社の役員とし、役員報酬を支払うことで、所得の分散を図ることができる。

問14 正解 ① 4,800（万円） ② 2,300（万円） ③ 10,900（万円）

(a) 相続税の課税価格の合計額	4億4,800万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	(① 4,800) 万円
課税遺産総額 ((a)－(b))	4億円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	6,300万円
長男Cさん	(② 2,300) 万円
二男Dさん	2,300万円
相続税の総額	(③ 10,900) 万円

<解説>

- ① 遺産に係る基礎控除額は、「3,000万円＋600万円×法定相続人の数」の算式にて求める。法定相続人は妻Bさん、長男Cさん、二男Dさんの3人。
 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人} = 4,800\text{万円}$
- ② 相続税の総額を求めるためには、課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を差し引き、課税遺産総額を求める。次に課税遺産総額を法定相続分で仮分割を行い、相続税の速算表に当てはめて相続税の総額の基となる税額を算出する。

$$\text{妻Bさん} : 4\text{億円} \times \frac{1}{2} = 2\text{億円}$$

$$2\text{億円} \times 40\% - 1,700\text{万円} = 6,300\text{万円} \quad (1)$$

$$\text{長男Cさん} : 2\text{億円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 1\text{億円}$$

$$1\text{億円} \times 30\% - 700\text{万円} = 2,300\text{万円} \quad (2)$$

$$\text{二男Dさん} : 2\text{億円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 1\text{億円}$$

$$1\text{億円} \times 30\% - 700\text{万円} = 2,300\text{万円} \quad (3)$$

- ③ 相続税の総額 (1) + (2) + (3) = 1億,900万円

問15 正解

	①	②	③	④
記号	ル	ト	ホ	ロ

- I 「遺言により賃貸マンション等の相続財産の大半を長男Cさんに相続させた場合、二男Dさんの遺留分を侵害する可能性があります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額が5億円である場合、二男Dさんの遺留分の金額は（① 6,250）万円となります」
- II 「妻Bさんが自宅の敷地および建物を相続により取得し、自宅の敷地の全部について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、当該敷地（相続税評価額：6,000万円）について、相続税の課税価格に算入すべき価額を（② 1,200）万円とすることができます。なお、自宅の敷地について優先して本特例の適用を受けた場合、賃貸マンションの敷地のうち、貸付事業用宅地等として適用を受けることができる面積は所定の算式により調整しなければなりません」
- III 「相続税の申告書は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（③ 10）カ月以内に、Aさんの死亡時の住所地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかった場合、相続税の申告時において、未分割の財産に対して『配偶者に対する相続税額の軽減』や『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができないというデメリットが生じます。その場合、相続税の申告の際に『申告期限後（④ 3）年以内の分割見込書』を税務署に提出し、申告期限後（④ 3）年以内に遺産分割協議が成立すれば、それらの特例の適用を受けるため、分割後4カ月以内に更正の請求を行うことができます」

<解説>

- ① 二男Dさんの遺留分は6,250万円となる。二男Dさんの民法上の相続分は $\frac{1}{4}$ 、遺留分の $\frac{1}{2}$ を加味すると $\frac{1}{8}$ が二男Dさんの遺留分である。

$$5 \text{ 億円} \times \frac{1}{8} = 6,250 \text{ 万円}$$

- ② 自宅の敷地は、200㎡であり、その全部に『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』が適用される。『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた後の金額は、1,200万円となる。
 $6,000 \text{ 万円} \times (1 - 80\%) = 1,200 \text{ 万円}$
- ③ 相続税の申告書は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に、被相続人の死亡時の住所地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
- ④ 『申告期限後3年以内の分割見込書』は、相続税の申告書の提出期限までに相続、遺贈により取得した財産の全部または一部が分割されていない場合に提出する。これは、その分割されていない財産を申告書の提出期限から3年以内に分割し、相続税の申告書の提出期限後に、配偶者の相続税の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例など、相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために、その旨を届け出る手続きとなる。